

2026年度 法科大学院

第3期入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

A県の県庁所在地となっている都市で、連続して複数件の自動車窃盗や店舗荒しの窃盗事件が起こった。捜査に当たった管轄の警察署は、これらの事件はすべて、Xをはじめとする複数人が共謀した広域的な職業的窃盗グループの犯行だと判断した。そこで警察は、Xとその家族、さらにX家に出入りしている知人らが日常的に使用する可能性のある自動車19台について、Xらの承諾を得ることなくGPS端末を取り付け、約6か月にわたってその所在を継続的に検索し移動状況を調査した。

検察官は、このGPS捜査の結果によっても、Xらが広域の職業的窃盗グループとして行動していることが裏付けられたとして、本件GPS捜査の結果を、複数件の窃盗の有罪を立証する証拠の1つとして裁判所に提出した。

[設問]

あなたがXら被告人の弁護人だとしたら、本件GPS捜査結果の証拠能力に関して、憲法上の権利侵害に当たるとの立場からどのような主張を行うか、判例の状況も踏まえて論じなさい。